



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の告示・2件（医療政策課）…………… 1
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定・2件（海岸防災課）…………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除（海岸防災課）…………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 3

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課）…………… 5

### 公安委員会事項

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域  
レジャー提供業者の指定…………… 5

## 告 示

### 沖縄県告示第292号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
友愛医療センター	豊見城市字与根50番地5	社会医療法人友愛会	令和5年8月1日	令和8年7月31日

### 沖縄県告示第293号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
豊見城中央病院	豊見城市字上田25番地	社会医療法人友愛会	令和5年8月3日	令和8年8月2日

### 沖縄県告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、吉富地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和5年7月31日から同年8月28日まで
- 3 縦覧に供する場所 南城市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。  
 また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

**沖縄県告示第295号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山下(1)-1	那覇市山下町及び金城1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第296号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瀬長(2)	豊見城市字瀬長の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
与根	豊見城市字与根の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
豊見城渡嘉敷(2)	豊見城市字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第297号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	----------	---------------------

山下(1)-1	那覇市山下町及び金城1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
---------	--	---------

**沖縄県告示第298号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
山下(1)-1	那覇市山下町及び金城1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）

**公 告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1(1) 処分をした年月日 令和5年3月13日
  - (2) 商号名 株式会社共和電気
  - (3) 代表者名 平敷信行
  - (4) 所在地 那覇市泊1丁目12番地12
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第10539号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和5年3月13日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和5年3月17日
  - (2) 商号名 株式会社白石
  - (3) 代表者名 白石武之
  - (4) 所在地 那覇市西1丁目19番1号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-30）第9418号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和5年3月17日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和5年3月20日
  - (2) 商号名 サカエ装研
  - (3) 代表者名 下地栄
  - (4) 所在地 宮古島市平良字荷川取125番地1

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第11712号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年3月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和5年3月23日  
(2) 商号名 株式会社宮城総業  
(3) 代表者名 宮城堅誠  
(4) 所在地 名護市字辺野古4番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第13448号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年3月23日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和5年3月27日  
(2) 商号名 有限会社翔光プラン  
(3) 代表者名 西筋義憲  
(4) 所在地 那覇市曙2丁目11番8号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第13068号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年3月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和5年3月27日  
(2) 商号名 トグチ塗装株式会社  
(3) 代表者名 渡具知忍  
(4) 所在地 名護市字伊差川1038番3  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第13786号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうちとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年3月27日付けで、建設業法第12条に基づきとび・土工工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和5年3月29日  
(2) 商号名 株式会社RPM  
(3) 代表者名 又吉江美子  
(4) 所在地 那覇市樋川1丁目11番11号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第11943号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年3月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和5年3月30日  
(2) 商号名 有限会社新芽開発  
(3) 代表者名 新垣美佐子  
(4) 所在地 八重瀬町字屋宜原75番地5  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第8437号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年3月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年2月2日 沖縄県指令土第63号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地上山原1436番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町4丁目230番地ひかりハウス503 城間義孝
- 5 検査済証番号 令和5年7月20日 第4889号
- 6 工事完了年月日 令和5年6月30日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和5年6月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 代表取締役 天久進 浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 落札金額 113,341,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年5月9日

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第125号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和5年7月28日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
プレジャーボート提供業	株式会社OPG	株式会社OPG (代表取締役) 大塚健一郎	令和5年6月12日から 令和6年6月11日まで
	アルガイド沖縄	アルワゴンジャパン合同会社 (代表社員) 原田誠一	令和5年7月3日から 令和6年7月2日まで
潜水業	ディーズパルス沖縄	アーリーワールド株式会社 (代表取締役) 矢野貢	令和5年6月6日から 令和6年6月5日まで
	ダイビングチームうなりざき	有限会社ダイビングチームうなりざき (取締役) 大島佐喜子	令和5年6月12日から 令和6年6月11日まで
	株式会社OPG	株式会社OPG (代表取締役) 大塚健一郎	同上
	株式会社ラグーン	株式会社ラグーン (代表取締役) 池野正一	令和5年7月3日から 令和6年7月2日まで
	ピンクマーリンクラブ	株式会社ハックルベリージャパン (代表取締役) 内原靖夫	同上
スノーケリング業	ディーズパルス沖縄	アーリーワールド株式会社 (代表取締役) 矢野貢	令和5年6月6日から 令和6年6月5日まで

ダイビングチームうなりざき	有限会社ダイビングチームうなりざき (取締役) 大島佐喜子	令和5年6月12日から 令和6年6月11日まで
株式会社OPG	株式会社OPG (代表取締役) 大塚健一郎	同上
アルガイド沖縄	アルワゴンジャパン合同会社 (代表社員) 原田誠一	令和5年7月3日から 令和6年7月2日まで
ピンクマーリンクラブ	株式会社ハックルベリージャパン (代表取締役) 内原靖夫	同上

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印刷所 文進印刷株式会社  
〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4